

30文議第737号
平成30年11月13日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
名 取 頭 一

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (4件)	第14号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第15号	消費税率10%への増税中止、減税を求める請願
	第16号 第17号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
建設 (3件)	第18号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第19号	まちづくり条例に関する研究会創設を求める請願
	第20号	まちづくり推進要綱等の見直しと区民主体のまちづくり支援策の充実を求める請願
議会運営 (1件)	第21号	政務活動費収支報告書一覧、政務活動費収支報告書関連書類(領収書も含む)、政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等のインターネット上のホームページでの公開に関する請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年11月13日 第14号
件 名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	関 川 け さ 子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

請願理由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後樂園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、大レース時はギャンブル場特有の雰囲気があります。6月から馬券売り場が6、7階になりましたが、売り場窓口も増え、混雑と特有の雰囲気は変わりません。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

2017年9月29日の厚生労働省の研究班発表によると「ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計されます。問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。さらにそのまわりで精神的・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場(後樂園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年11月13日 第15号
件名	消費税率10%への増税中止、減税を求める請願
請願者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田中 繁
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。増税と年金カット、医療・介護などの負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。

ところが安倍政権は、2019年10月からの消費税率10%への引上げを予定通り行うことを表明しました。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

いわゆる軽減税率の導入については「軽減」といいますが、今より税率が低くなるわけではなく、また8%と10%の線引きは単純ではありません。また、「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が導入されると、500万といわれる免税業者が取引から排除されたり、新たに複雑な事務負担を伴う課税業者にならざるを得ず、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となります。また、雇用契約がない請負労働者などの事務負担も激増し、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

応能負担原則に則った税制を確立し、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から次の事項について請願いたします。

請願事項

- 1 2019年10月の消費税率10%への増税はきっぱり中止すること。
- 2 消費税率を当面5%に引き下げること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年11月13日		第16号・17号
件名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願		
請願者	16号	文京区本駒込一丁目2番5号 ルネ文京白山 一般社団法人 本郷青色申告会 会長 松本 正	
	17号	文京区小日向一丁目1番8号 藤和小日向ホームズ101号 一般社団法人 小石川青色申告会 会長 赤司 幸 勇	
紹介議員	佐藤 とういち	藤原 美佐子	
	高山 泰三	浅田 保雄	
	関川 けさ子	若井 宣一	
	渡辺 雅史		
請願の要旨	次頁のとおり		
付託委員会	総務区民委員会		

請願理由

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係る、これらの軽減措置について、平成31年度以後も継続されるよう」、東京都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

請願事項

「固定資産税及び都市計画税に係る次の軽減措置について、平成31年度以後も継続されるよう」、東京都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成31年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、平成31年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、平成31年度以後も継続すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年11月13日 第18号
件名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外4名
紹介議員	萬立幹夫 渡辺雅史
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれています。魅力あるまちづくりという視点から関係当事者の調和を図る役割は、都市マスタープランを推進する、地域に身近な自治体が、もっともよくなしうることでありといえます。

しかし、現状では、たとえば中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停の際には、すでに事業者は計画を確定しており、地域の要望を受け入れる余地がないため、違法性をめぐる先鋭な紛争に発展し、あるいは、一部住民や自治体が、事業者と非公開の取引をすることにより、地域の不和を誘発しています。結果として、関係者の誰もが不利益を被る事態となります。これでは魅力的なまちづくりは困難と言わざるを得ません。

周辺住民に歓迎される建築計画を推進することは、暮らしやすく快適な地域づくりにつながり、既存住民だけでなく、事業者や将来の住民のためにも有益です。

現在の制度には、たとえば民事裁判制度（調停を含む）には、個人・法人の法的権利義務に関わらないもののみまちづくりの観点からは大変重要な問題点が、争点として協議の対象として想定されていません。また、紛争予防条例に定められたあっせん・調停制度は、あっせん・調停員の能力にバラつきが大きいことや、必ずしも中立の立場から専門的な助言がなされているという信頼感が十分とはいえない現状があります。

地域の特性に合った計画を進めるためには、既存の法律や制度も、もちろん活用することが必要ですが、固定的な基準を定めて強制するだけの規制では足りません。世田谷区、狛江市、練馬区のように、先行する自治体の成功事例も蓄積していますので、これらの長短を考慮しつつ、今後現れる文京区に住むことを誇りに思うことができる制度を設計することができないはずはありません。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

請願事項

- 1 文京区を、だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、一定規模以上の開発事業及び建築計画（延べ面積1万平方メートル以上の計画も含む）について、事業・計画が早期に公開され、区を事務局とし、専門家の関与のもとで、区民と事業者が協議する場において、議事録公開といった透明性のある手続きを備えて、事前に協議することができる制度（保育所等の公共施設の設置を阻害しないもの）を創設することを、文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年11月13日 第19号
件名	まちづくり条例に関する研究会創設を求める請願
請願者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外4名
紹介議員	萬立幹夫 渡辺雅史
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれています。魅力あるまちづくりという視点から関係当事者の調和を図る役割は、都市マスタープランを推進する、地域に身近な自治体が、もっともよくなしうることであるといえます。

しかし、文京区のまちづくりに関する条例や要綱は、成立年次が古いため、居住環境を、よりよいものとするための最新の法規制が施行されているとはいえません。また、条例や要綱がバラバラに施行されているため、相互の関連や全体像が見えにくいという問題点があります。このような状態は、市民や事業者が制度を理解し利用するために支障があります。

様々な考えの区民や事業者が集まって、よりよいまちづくりのための新しい制度設計について協議し、条例づくりのために検討を始めることが有益であると考えます。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

請願事項

- 1 文京区を、だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、まちづくりに関連する条例・要綱を統合する方法や、まちづくり条例の制定について検討するための、協議会、研究会などの会議体を創設することを、文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成30年11月13日 第20号
件 名	まちづくり推進要綱等の見直しと区民主体のまちづくり支援策の充実を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目36番9号 文京区の住環境を守る会（千石4丁目） 代表 三 枝 宏 有 署名37名
紹 介 議 員	浅 田 保 雄 岡 崎 義 顕 渡 辺 雅 史 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区の住環境を守る会（千石4丁目）では、平成30年9月定例議会に「区民主体のまちづくりを初期段階から支援する仕組みに関する請願」（第13号）を提出し、9月21日の建設委員会において審議され「継続」となりました。その後、区からは、昭和63年7月30日に「文京区まちづくり推進要綱」が決定され、それに関連して昭和63年8月15日に「文京区まちづくり協議会助成金交付要綱」が決定されたほか、平成3年4月12日に「文京区まちづくりコンサルタント派遣要綱」が決定されたとの情報開示を受けました。しかし、いずれにおいても平成16年6月2日に改正して以降、今日まで14年以上にわたって改正していません。また、当会で上記3つの「要綱」を確認し、全国の主な他の自治体の類似の「条例」や「要綱」と比較したところ、他の自治体に広く見られるような、まちづくりの各段階におけるきめ細やかな具体的な支援策に欠けるように見受けられました。

NPO法人公共政策研究所の「全国の自治基本条例一覧（更新日：平成30年5月14日）」によれば、平成13年4月1日に北海道ニセコ町で「まちづくり基本条例」が施行されて以降、全国161の自治体で「まちづくり基本条例」並びにまちづくりに関する「基本条例」が施行され、そのうち9割にあたる149の自治体が平成16年6月2日以降にこれらの条例を施行しています。つまり、文京区において上記3つの「要綱」の最後の改正から今日までの14年余りの間に、全国の自治体では活発に「まちづくり基本条例」等の策定の動きがあり、施行されたことを意味します。この14年間の文京区を取り巻く状況は、社会・経済構造の変化、少子高齢化、犯罪の凶悪化、想定を遥かに超える自然災害など激変し、解決すべき地域の社会的課題も山積しています。防犯、防災、防疫の各面における区民のニーズも多様化かつ高度化し、それに対処するためのまちづくりの支援策の拡充が重要性を増していると考えます。

簡易宿所建設計画地周辺に住む私たち区民としては、当面、既存の制度・仕組みの枠内で支援して頂くとしても、他の区内地域でもまちづくりの機運が広がり、地区計画への取り組みを円滑に進めるには上記3つの「要綱」の見直しやそれらを補完する新たな「要綱」が必要ではないかと考えています。上記3つの「要綱」では、そもそも文京区における「まちづくり」の定義が明確にされていませんし、協議会に対する支援策（例えば助成金の規模や「まちづくりコンサルタント」の登録・活用方法のあり方など）を再検討いただく時期に来ていると感じています。つきましては貴議会において、区民の発意に基づく自発的なまちづくりを支援する制度や仕組みを拡充するよう区に働きかけて頂きたく、37筆の署名を添えて下記の請願を致します。

請願事項

- 1 「区民の知る権利」を尊重する上でも、「要綱」を含めまちづくりに関する制度や仕組みの情報開示を、区のホームページ等を通じて徹底するよう区に働きかけてください。
- 2 区民の自発的な発意に基づくまちづくりを初期段階から支援するため、全国の自治体の先行事例を参考にしながら、区と区民による「協働・協治」のまちづくりを深めるよう区に働きかけてください。
- 3 上記3つの「要綱」について、現在の区を取り巻く住環境の変化、経済・社会構造の変化に対応したまちづくりを合理的、効果的、かつ迅速に推進していけるようになっているか、各項目をひとつひとつ点検し、必要に応じて見直すよう区に働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成30年11月13日 第21号
件 名	政務活動費収支報告書一覧、政務活動費収支報告書 関連書類（領収書も含む）、政務活動費を充当した 活動を報告する政務活動報告書等のインターネット 上のホームページでの公開に関する請願
請 願 者	文京区大塚三丁目 35 番 14 - 202 号 早 川 吉 尚 外4名
紹 介 議 員	藤 原 美 佐 子 上 田 ゆ き こ 板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	議 会 運 営 委 員 会

請願理由

政務活動費は、地方議会の活性化を図るため、その審議能力を強化することや地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、地方自治法によって設けられ、市政に関する調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付されるものです。

しかし、文京区議会においては、「文京区議会政務活動費の交付に関する条例」の第13条において、「議長は、第八条第一項の規定により提出された収支状況報告書及び第九条第一項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」と規定しているにもかかわらず、他の地方自治体が広く行っているような、政務活動費収支報告書一覧、政務活動費収支報告書関連書類（領収書も含む）、政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等のホームページでの公開が行われていません。

文京区議会においても、他の地方自治体が広く行っているように、上記書類等をインターネット上のホームページで随時公開し、政務活動費がどのような活動に充当されているかを広く区民に知らしめていただきたく、ここにお願いいたします。

請願事項

- 1 政務活動費収支報告書一覧、政務活動費収支報告書関連書類（領収書も含む）、政務活動費を充当した活動を報告する政務活動報告書等をインターネット上のホームページで公開するようにしてください。